教育委員会／小・中・高等学校長・教頭　御中
2011/7/25　No391 発行
無断転載　・コピー禁止

教職研修資料

教育情報版

〔発行〕教育開発研究所
東京都文京区本郷 2-15-13
TEL（03）3815　7041
http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp

■学校経営のポイント

“スポーツ基本法の制定”と今後への期待

若井　彌一

大震災発生前から続いていた渋滞・混乱現象が，その後も目立つ国会運営ではある。しかし，マスコミ報道の対象としてほとんど話題にもなっていないものの，意味のある法律も成立している。

その１つが，６月 24 日公布の「スポーツ基本法」（法律第 78 号）である。もっとも，この法律は，「無から有」の新法ではなく，昭和 36 年６月 16 日公布のスポーツ振興法（法律第 141 号）の全部改正という手続き方法により制定されたものである（教育基本法の改正の場合と同様）。

旧法と新法の構成比較と新法への期待

紙幅が限られているので，表中の解説なしで，旧法と新法の構成比較表を掲げることをご了解願いたい。

スポーツ振興法	スポーツ基本法
前文　無し	前文　有り（約 1060 字）
第１章　総則（１条～４条）	第１章　総則（１条～８条）
第２章　スポーツ振興のための措置（５条～17 条）	第２章　スポーツ基本計画等（９条～10 条）
第３章　スポーツ振興審議会等及び体育指導委員（18 条～19 条）	第３章　基本的施策 第１節（11 条～20 条） 第２節（21 条～24 条） 第３節（25 条～27 条）
第４章　国の補助等（20 条～23 条）	第４章　スポーツの推進に係る体制の整備（30 条～32 条）
	第５章　国の補助等（33 条～35 条）
附則　施行年月日等（略）	附則　施行年月日等（略）

国家戦略としての推進をめざす

いくつかの点を指摘しておきたい。

１　旧法は，昭和 39 年開催の東京オリンピックでの日本選手の活躍という当時の期待をも込めた，文字どおりのスポーツ振興をめざす法律であった。

これに対して，新法は，長文の前文を一読すればわかるように，スポーツの人格形成的意義と同時に，社会的・国家的意義、さらに国際理解・外交的意義を強調して「スポーツ立国」の実現をめざし，「国家戦略」として推進することを期するものである。

２　新法では，前文で「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは，全ての人々の権利」であるとして，いわゆる「スポーツ権」の考え方を表明している。第２条の「基本理念」規定でも，同旨の意義づけをしている（第１項）。

このことと関連して，同条第５項では，スポーツの推進が，障害の種類と程度に応じ，必要な配慮をしつつ行われるべきことを明示している。

３　新法では，一見してわかるように，第３章の「基本的施策」に多くの条項を充てている。予定されている「スポーツ基本計画」（第９条）に基づいて，今後，具体的にどのようなスポーツ振興施策が展開されていくかが注目される。

４　総じて言えば，新法は，スポーツ振興法の成果の上に，わが国のスポーツ行政を国家戦略の１つとして位置づけて，強力に推進していくことをめざすものであり，新たな充実施策の展開が期待されるとともに課題でもある。

（わかい・やいち＝上越教育大学長）

★本紙は http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp でも掲載

●最新刊好評発売中！　モデル応答例、実績アピールのコツなど合格に必要な要点を提示！

『改訂　学校管理職選考直前チェック　面接合格の勘所』

大宮　光徳（元東京都教育庁主席管理主事）【編】　四六判 128 頁／定価 1890 円

■研修誌・図書の小社への直接注文は，無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24 時間受付・即日発送）